

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和4年2月7日（令和4年（独個）諮問第5004号）

答申日：令和5年2月20日（令和4年度（独個）答申第5034号）

事件名：本人に係る特定文書に記載の理由と個人情報保護法開示請求等の事務
処理要領の内容が一致していない事由及び根拠等の一部開示決定に
関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定して開示し、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報6につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2につき、本件対象保有個人情報を特定したこと並びに請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報6につき、これを保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年11月1日付け3高障求発第431号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 本件補正依頼書及び本件決定通知書に対する論駁は別表1及び2のとおりである。要するに（中略）強弁している内容は全て嘘である。

イ 本件決定通知書－4において開示実施方法について言及されているが審査請求人が希望しているのは特定施設（中略）における閲覧及び交付である（資料23及び本件開示請求書－2）。しかし（中略）これを一方的に無視しているので開示義務違反である（法14条）。

（中略）相変わらず「誹謗中傷された、名誉毀損された」と嘘を吐い

ているがその実態は虚偽法人文書に対する糾弾であり要するに虚偽法人文書を糾弾されたくないのだから応接及び情報提供から逃げているだけである。情報提供に応じないことは法46条1項に違反している（中略）。（中略）

ウ 応接及び情報提供に応じることは機構がwebsiteにおいて公開している個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料22）にも書かれているので（中略）それ等に応じず逃げていることは当該要領にも違反している。（中略）

エ 最後に本件延長通知書に対しても論駁しておく。個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料21）において延長せざるを得ない「事情を記載する」と定められているにも関わらず当該書においてそれが記載されていないので当該書は当該要領に違反している。また延長期間は当該要領において「必要最小限の日数」と定められているにも関わらず法定上限である30日間（法19条2項）を無条件に設定しているのでやはり当該書は当該要領に違反している。さらに当初の30日以内に原処分が完遂されていないので法19条1項にも違反している。したがって当該書は延長通知書として明らかに失当でありまた原処分も法定期限を超過しているので明らかに違法である。

オ 以上のとおり原処分は違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

（以下略）

（2）意見書

本件理由説明書（下記第3。以下同じ。）を以下のとおり論駁する。

ア 請求保有個人情報1 本件開示請求文書3

（ア）審査請求人が以前から行っているのは諮問庁が乱発している虚偽法人文書に対する糾弾でありそれは「公益性を伴う事実の摘示」であるので「脅迫、誹謗中傷、名誉毀損」に当たらない（資料24）。また審査請求人は開示請求等に係る情報提供を要求しているがこれは法46条1項に基づいているので明らかに適法である。一方でこれに応じていない諮問庁は明らかに法46条1項に違反している。要するに諮問庁は自らにやましいことがあるので審査請求人による糾弾から逃げ回っているに過ぎない。そしてそれを正当化するために「脅迫、誹謗中傷、名誉毀損」されたという嘘を吐いているのである。本件審査請求書16及び17頁も併せて参照せよ。

（イ）諮問庁は開示を実施する方法として「写しの送付」を挙げておりなおかつそれを記す法人文書（開示の実施方法文書D（資料4）及び特定番号E文書（資料5））を審査請求人に交付しているので「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（資料3）第4-1

－（１）を満たしているが強弁しているが実際に当該要領に定められている内容は「申出人に連絡をとり」である。しかし諮問庁は申出人である審査請求人に対して何一つ連絡を取らずに一方的に「写しの送付」を強要しているのが当該要領を満たしていないことは自明である。

（ウ）以上のとおり当該要領に定められている内容と「却下の裁決書」（特定番号C文書（資料2））に書かれている内容は一致していないのでそれはなぜかと問質しているのが本件開示請求である。しかし諮問庁はその疑義に何一つ答えておらず本件文書として「写しの送付」が記されている法人文書（開示の実施方法文書D（資料4）及び特定番号E文書（資料5））を挙げているがなぜ当該要領に定められているとおりに「申出人に連絡を」取っていないのかについても何一つ答えていない。したがって本件文書は的確に特定されていないので原処分は失当である。

（エ）要するにここで問質されている醜態は前述（ア）のとおり諮問庁が乱発している虚偽法人文書について審査請求人から問質され糾弾されたくないのを逃げ回っていることである。したがって本件文書としてその内情を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）を開示しろ。また開示の実施方法文書D（資料4）に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）、特定番号E文書（資料5）に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）並びに特定番号C文書（資料2）に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）も本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

イ 請求保有個人情報2 本件開示請求文書6

（ア）本件開示請求文書6は「特定職員（中略）が別表2のとおり主治医の意見書（資料8）を無視した嘘を障害者台帳（資料6）に書いている事由及び根拠」を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）である。

（イ）これに対して諮問庁は本件理由説明書に「特定診断名が転記されていないとして」と書いているが本件開示請求書3及び4頁に書かれているとおり特定職員（中略）が嘘を書いている項目は「診断名」に限らず他に「初診日」「精神症状」及び「必要な就労支援」もある。しかし諮問庁は後三者について何一つ答えていないので本件文書は的確に特定されておらずそれゆえに原処分は明らかに失当である。

- (ウ) また諮問庁は「特定診断名が転記されていない」ことに限っているがここで問質していることにはそれ以外に主治医の意見書（資料 8）に書かれていない診断名（特定障害 C 及び特定障害 D）がなぜ障害者台帳（資料 6）に書かれているのかもある。特定職員（中略）は「特定障害 C の傾向がある」（資料 6－7 頁）「特定障害 D の傾向がある」（同－9 頁）と書いているが諮問庁は資料 9－1（1）において「特定障害 C の傾向がある事由及び根拠も特定障害 D の傾向がある事由及び根拠も不存在」と認めておりなおかつ資料 3 7－1－項目 1－②及び③においても「障害者の雇用の促進等に関する法律 8 条 1 項（職業リハビリテーションの原則）を遵守していると判断できる事由及び根拠も操作的診断基準（ICD 及び DSM）を遵守していると判断できる事由及び根拠も不存在」と認めているのでこれ等が嘘であると断定される。さらに資料 10 によると両者は併存しないとされているので両者を併記していること自体も医学的に正しくないと断定される。
- (エ) 以上のとおり本件文書は的確に特定されていないので原処分は明らかに失当であるがそれにも関わらず諮問庁は本件文書として特定番号 A 文書（資料 7）を挙げている。資料 7 を作成した者は特定所長（中略）であるが特定所長は資料 7－4 において「なお、診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」と書いている。
- (オ) しかし特定市は診断名が転記されていない職業評価（障害者台帳の一部）は審査請求人に係る当該評価の他に「存在しない」（資料 2 6）と認めているので特定所長が資料 7－4 に嘘を書いていると断定されこれにより資料 7 は明らかに虚偽法人文書である。また諮問庁自身も資料 2 7－1（1）において「特定職員（中略）が診断名を転記していない事由及び根拠は不存在」と認めているのでこれは原処分と明らかに矛盾している。さらに諮問庁は資料 2 0 において「特定番号 A 文書（資料 7）は不存在」と認めているのでこれも原処分と明らかに矛盾している。
- (カ) 以上のとおり諮問庁による強弁は完全に嘘であるので原処分は明らかに失当であるが本件請求は「特定職員（中略）が障害者台帳（資料 6）に嘘を書いている事由及び根拠」であるのでそれ等を記す法人文書（電子 mail 及び FAX を含む）を本件文書として開示しろ。また当該台帳に係る原議書が存在するのであればそれも本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し（中略）誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて書かれているはずである。

ウ 請求保有個人情報 3 本件開示請求文書 1

(ア) 本件開示請求文書 1 は「特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料 6）及び特定所長（中略）が作成した特定番号 A 文書（資料 7）が虚偽公文書作成罪（刑法 156 条）及び行使罪（同法 158 条 1 項）に当たらない根拠」を記す法人文書（電子 mail 及び FAX を含む）である。

(イ) これに対して諮問庁は本件理由説明書に「虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない理由を記載した文書は作成しておらず」と書いているがまず特定番号 A 文書（資料 7）に係る決裁原議書は作成されており次いで障害者台帳（資料 6）に係る決裁原議書の存否について明らかにされていない。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて書かれているはずである。

(ウ) さらに諮問庁は本件文書について「不存在」と答えているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。すなわち当該文書が存在しない事由は「特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料 6）及び特定所長が作成した特定番号 A 文書（資料 7）が虚偽法人文書であるから」であるので同法 8 条 1 項に基づいてこれを不存在事由として認めろ。（中略）

エ 請求保有個人情報 4 本件開示請求文書 2

(ア) 諮問庁は本件理由説明書に「どのように訂正すべきなのか明確に示されていなかった」「どのように訂正をすべきか明確に示されておらず」と書いているが審査請求人は資料 28 においてそれを詳述している所以これ等は明らかに嘘である。

(イ) 次いで諮問庁は「事実関係を明らかにすることが困難である」と書いているが特定職員（中略）を問質し事実であるか否かを答えさせれば済む話であり実際に今後行われるであろう裁判（資料 24）において（中略）証人尋問も行われるであろう。また諮問庁は資料 39 において「特定施設から全て報告を受けている」「特定施設から当課（中略）に全て報告を受けています。」と書いており資料 29 においても「今度、警察より問合せがあった際には、積極的に協力いたします」と書いており資料 30 においても「作成にあたっては障害者支援経過を含む障害者台帳（補註：資料 6）を確認しながら作成していることから虚偽ではないと判断している。」と書いているのでそれ等とも明らかに矛盾している。事実関係が明らかでないにも関わらずなぜ「虚偽ではないと判断」（資料 30）できるのか、また警察に何を「積極的に協力」（資料 29）するつもりであるのか？そもそも法人文書に書かれている内容について現在及び将

来の国民に説明する責務を果たせずなおかつ跡付け検証することもできないのであれば明らかに公文書等の管理に関する法律1条及び4条に違反している。

- (ウ) また諮問庁は「記録として保有している。」と書いているが資料20において「特定番号A文書(資料7)は不存在」と書いているので明らかに矛盾している。「保有している」にも関わらずなぜ資料20において「不存在」という嘘を吐いて(書いて)いるのか? これにより資料20は明らかに虚偽法人文書である。
- (エ) さらに諮問庁は「利用目的」を挙げているがまずそれは当件決定通知書(資料31)にも当件裁決書(資料32)にも示されていないので法18条1項に違反している。次いで特定番号A文書(資料7)は別件においても開示決定されているがその際における「利用目的」(就職に向けての相談, 職業能力等の評価, 就職前の支援から就職後の職場適応のための援助までの継続的なサービスを提供するため)と全く一致していない(資料33)。諮問庁は当初「利用目的」を就労支援としていたが実際に当件訂正請求(資料28)を受けると特定番号A文書(資料7)を虚偽法人文書であると認めなければならないのでそれから逃げるために後から「利用目的」を偽りだしたのである。
- (オ) 最後に諮問庁は「特段の調査を行う必要はない」と書いているが資料34-1(3)において「機構は, 貴殿から当該請求書(補註: 訂正請求書)を受付けましたら, 所定の調査を行い」と書いているので明らかに矛盾している。諮問庁は当初「調査を行う」と認めているが実際に当件訂正請求(資料28)を受けて調査を行うと特定番号A文書(資料7)を虚偽法人文書であると認めなければならないのでそれから逃げるために後から「調査を行う必要はない」という嘘を吐きだしたのである。
- (カ) 以上のとおり諮問庁による強弁は完全に嘘であるので原処分は明らかに失当であるが本件請求は「特定番号B文書(資料16)において下記の調査結果が記載されていないのでそれが記載されている法人文書並びに特定番号B文書(資料16)において下記の調査結果を記載していない事由及び根拠」であるのでそれ等を記す法人文書(電子mail及びFAXを含む)を本件文書として開示しろ。また特定番号B文書(資料16)に係る決裁原議書(発出文書の案文及び写しを含む)が存在するはずであるのでそれも本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

(キ) また諮問庁は本件文書について「不存在」と答えているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。すなわち当該文書が不存在である事由は「特定所長（中略）が作成した特定番号A文書（資料7）が虚偽法人文書であるから」であるので同法8条1項に基づいてこれを不存在事由として認めろ。（中略）

オ 請求保有個人情報5 本件開示請求文書4

カ 請求保有個人情報6 本件開示請求文書5

(ア) 特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料6）は法人文書であるがそれに書かれている内容について現在及び将来の国民に説明する責務を果たせずなおかつ跡付け検証することもできないのであれば明らかに公文書等の管理に関する法律1条及び4条に違反している。

(イ) 特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料6）に係る決裁原議書が存在するのであればそれを本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し（中略）誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

(ウ) また諮問庁は本件文書について「不存在」と答えているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。すなわち当該文書が不存在である事由は「特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料6）が虚偽法人文書であるから」であるので同法8条1項に基づいてこれを不存在事由として認めろ。（中略）

キ 本件諮問は審査請求日（2021年11月8日）から諮問日（2022年2月7日）までに90日以上（91日）を要しているので諮問庁がweb siteにおいて公開している「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（資料35）に違反している。また当該要領によると諮問するまでに90日以上を要した場合は該当する事案を国民に公表するようであるので本件諮問はいずれ公表されることになる。

ク 以上のとおり原処分は違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和3年8月17日付け（受付日同年9月1日）で審査請求人から法13条1項の規定に基づく別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個

人情報)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)があり、別紙の1に掲げる請求保有個人情報1及び2については、別紙の2の(1)及び(2)に記録された保有個人情報を特定した上で全部開示とし、別紙の1に掲げる請求保有個人情報3ないし6については、該当する保有個人情報を保有していないため、不開示とする決定を行った(原処分)。審査請求人は、原処分について文書の特定が適切ではないとして取消しを主張している。

なお、原処分の理由等は、以下のとおりである。

1 別紙の1の請求保有個人情報1の文書について

審査請求人は、以前から機構職員に対して脅迫、誹謗中傷、名誉毀損を伴う内容を含むメールや開示請求書を送付し続け、また、暴力的行為の実行を表明している中で、機構の施設における文書閲覧を要求していることから、施設利用者及び職員等の安全確保に鑑み、当該施設へ立ち入ることを禁止し、審査請求人には、開示の実施方法等として「写しの送付」を行うよう別紙の2の(1)の通知文書(開示の実施方法文書D)を発出している。しかし、審査請求人は閲覧等を希望する申出書を提出し、当該申出書に対する機構の手続が遅延しているとして、不作為の審査請求を行った。

当該不作為の審査請求に対し、機構は、開示の実施方法文書Dに基づき、対応していることを理由として、却下の裁決書を審査請求人に送達したところである。審査請求人は、機構の「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」(以下「事務処理要領」という。)には、「開示決定通知書で提示した方法以外の方法を(申出書に)記載している場合には、申出人に連絡をとり、開示の実施方法を確定する。」と記載されていることを挙げており、機構が送達した当該却下の裁決書と事務処理要領に記載された内容が一致しておらず、一致していない事由及び根拠を求めているものと解される。

これについては、開示の実施方法文書Dに開示の実施を「写しの送付」とした理由が記載されていることから、当該文書を本件対象保有個人情報として特定し開示したものである。

2 別紙の1の請求保有個人情報2の文書について

審査請求人は、特定職員が作成した障害者台帳に、自己の「主治医の意見書」に記載された特定診断名が転記されていないとして、「主治医の意見書」を無視して障害者台帳を作成した事由及び根拠を求めているものと解される。当該障害者台帳とは、審査請求人に関する職業評価の結果や職業相談の記録等、個人情報が集約された文書である。

これについては、過去、審査請求人から特定施設に対し、同様の疑義照会があり、特定所長が作成した文書により回答していることから、当該文書の発出文書案を本件対象保有個人情報として特定し開示したものである。

3 別紙の1の請求保有個人情報3の文書について

特定職員が作成した障害者台帳は、審査請求人に関する職業評価の結果や職業相談の記録等、個人情報が集約された文書であり、特定所長が作成した文書は、過去に審査請求人が特定施設に対して行った疑義照会への回答文書である。これらの文書の作成にあたり、虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない理由を記載した文書は作成しておらず、また他に該当する個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

4 別紙の1の請求保有個人情報4の文書について

審査請求人が過去に行った保有個人情報の訂正請求において、当該訂正請求の対象文書のどの部分を、どのように訂正すべきなのか明確に示されていないことから、機構は審査請求人に対して補正を求めたところ、期日までに回答がなされなかったため、法29条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められず、不訂正決定を通知（以下「不訂正決定通知書」という。）した。

審査請求人は、不訂正決定通知書に調査結果が記載されておらず、当該調査結果が記録された文書及び当該調査結果を記載していない事由及び根拠を求めているものと解される。

これについては、当該訂正請求の対象文書について、どのように訂正をすべきか明確に示されておらず、事実関係を明らかにすることが困難であるほか、当該訂正請求の対象文書は、審査請求人からの問合せについて特定施設が審査請求人に回答するために作成した文書の案文であり、特定施設において問合せの回答に係る記録として保有している。その利用目的からすると、審査請求人に回答を行ったままの状態、内容で保有することが必要なものであり、訂正に応じることは、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えている。機構の「個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準を定める件」において、利用目的の達成に必要なことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はないことが定められており、審査請求人が求める文書を保有していないことから、不存在としたものである。

5 別紙の1の請求保有個人情報5の文書について

特定職員が作成した障害者台帳を確認したところ、審査請求人が指摘する記載が記録されていることが認められたものの、当該記載をした事由及び根拠を記載した文書は保有しておらず、また、他に該当する個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

6 別紙の1の請求保有個人情報6の文書について

特定職員が作成した障害者台帳を確認したところ、審査請求人が指摘するケース会議の内容が記録されていることが認められたものの、当該記載と審査請求人が記録した文書と一致していない事由を記載した文書は保有

しておらず、また、他に該当する個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

以上のことから、機構が本件開示請求に対し、該当する保有個人情報を特定し、法18条1項の規定に基づき開示決定とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年2月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月17日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和5年1月20日 審議
- ⑤ 同年2月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2につき、本件対象保有個人情報を特定して開示し、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報6につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報6の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報6の保有の有無について

(1) 諮問庁は理由説明書(上記第3)のとおり説明するところ、審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))及び意見書(同(2))において、本件請求保有個人情報につき、的確に特定されておらず、新たに決裁文書等を特定すべき旨主張する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該審査請求人の主張について確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 障害者台帳は、担当職員が面接、各種検査等の実施により収集した諸情報等を取りまとめているものであり、決裁文書は作成していない。

なお、特定番号A文書の発出当時、機構の内部規定上、発出文書の写しを決裁文書とともに保存することとはされていなかったため、特定番号A文書の決裁案文を特定したものである。

イ 念のため、特定番号A文書、特定番号B文書、特定番号C文書、開示の実施方法文書D及び特定番号E文書に係る決裁文書について改めて確認したが、各請求保有個人情報に該当する記載を確認できなかった。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

決裁文書の性質等に鑑みれば、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報の外に、請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2に該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、また、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報6を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示決定通知書には、不存在に係る不開示の理由として「当該保有個人情報を含む法人文書の存在を確認することができないため」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由として不開示とする際には、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を当初から取得していないのか、あるいは取得した後に廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないのかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2につき、本件対象保有個人情報を特定して開示し、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報6につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したこと及び請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報6を保有していないとして不開示としたことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求保有個人情報

請求保有個人情報 1 機構が送達した却下の裁決書に記載されている理由と事務処理要領に記載されている内容が一致していない事由及び根拠

請求保有個人情報 2 特定職員が「主治医の意見書」を無視した嘘を障害者台帳に記載している事由及び根拠

請求保有個人情報 3 特定職員が作成した障害者台帳及び特定所長が作成した文書が虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない根拠

請求保有個人情報 4 「不訂正決定通知書において調査結果が記載されていないので、調査結果が記載されている法人文書」及び「不訂正決定通知書において調査結果を記載していない事由及び根拠」

請求保有個人情報 5 社会的障壁の除去に対して特定職員が作成した障害者台帳に「世間一般論として、それは認められない」と記載していることに関し、そのように判断した事由及び根拠

請求保有個人情報 6 特定職員が作成した障害者台帳に記載されている記録と開示請求者の記録が一致していない事由及び根拠

2 本件対象保有個人情報が記録された法人文書

(1) 開示の実施方法文書D

(2) 特定所長が作成した文書の発出文書案

別表 1

本件開示請求文書	本件補正依頼書 本件決定通知書	論駁
<p>① 特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料 6）及び特定所長（中略）が作成した特定番号 A 文書（資料 7）が虚偽公文書作成罪（刑法 156 条）及び行使罪（同法 158 条 1 項）に当たらない根拠を開示請求する。なお特定番号 F 文書（資料 1）－ 1－（2）において「虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれている。</p>	<p>不存在</p> <p>補記 1 特定番号 F 文書（資料 1）－ 1（2）において「障害者台帳（資料 6）及び特定番号 A 文書（資料 7）が虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているので虚偽法人文書であることになる。これは本件補正依頼書－ 1（1）と一致している。</p> <p>補記 2 本件補正依頼書－ 1（1）において「障害者台帳（資料 6）及び特定番号 A 文書（資料 7）が虚偽公文書作成罪（刑法 156 条）及び行使罪（同法 158 条 1 項）に当たらない根拠は不存在」と書かれているので両罪に当たることになる。これは特定番号 F 文書（資料 1）－ 1（2）と一致している。</p>	<p>（ア）障害者台帳（資料 6）及び特定番号 A 文書（資料 7）に係る原議書（決裁文書）を本件開示請求文書として開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しかねる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて書かれているはずである。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書が存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料 18－ 8 頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>
<p>② 特定番号 B 文書（資料 16）におい</p>	<p>不存在</p>	<p>（ア）特定番号 B 文書（決定通知 訂正 1</p>

<p>て下記の調査結果が記載されていないのでそれが記載されている法人文書並びに特定番号B文書（資料16）において下記の調査結果を記載していない事由及び根拠を開示請求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」35頁（資料17） ロ 理由の記載方法 <p>不訂正理由は、訂正請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する。</p> <p>①訂正請求に理由があると認められない場合</p> <p>事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのか等について記載する。</p> <p>なお、保有個人情報の内容及び訂正請求の内容及び事実と異なることが判明し、職権で訂正を行う場合は、その旨を記載する。</p>	<p>補記1</p> <p>特定番号F文書（資料1）－1（2）において「障害者台帳（資料6）及び特定番号A文書（資料7）が虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているので虚偽法人文書であることになる。これは本件補正依頼書－1（1）と一致している。</p> <p>補記2</p> <p>本件補正依頼書－1（1）において「障害者台帳（資料6）及び特定番号A文書（資料7）が虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない根拠は不存在」と書かれているので両罪に当たることになる。これは特定番号F文書（資料1）－1（2）と一致している。</p>	<p>5）（資料16）に係る原議書（決裁文書）を本件開示請求文書として開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料18－8頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>
--	---	---

<p>③ 特定番号C文書（資料2）－5頁に書かれている理由と個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料3）－第4－1－（1）に書かれている内容が一致していない事由及び根拠を開示請求する。すなわち前者において「開示の実施方法文書D（補註：資料4）又は特定番号E文書（補註：資料5）に基づき対応している」と書かれているがそれは後者において書かれている「開示決定通知書で提示した方法以外の方法を記載している場合には、申出人に連絡をとり、開示の実施の方法を確定する。」と一致していない。そもそも申出人である開示請求者に当該連絡はなされていない。したがって特定番号C文書（資料2）は個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料3）と一致していないので虚偽法人文書である。（中略）</p>	<p>開示の実施方法文書D（資料4）及び特定番号E文書（資料5）</p> <p>補記 これ等は同じ内容であるので後者を取り消している（資料19）。</p> <p>開示の実施方法文書D（資料4） ⇒ 取り消さない 特定番号E文書（資料5） ⇒ 取り消す</p> <p>これ等は同じ内容であるので一件のみで良い。</p>	<p>（ア）開示の実施方法文書D（資料4）及び特定番号E文書（資料5）に書かれている内容のうち、どの部分が事由及び根拠に当たるのか？公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づき該当する部分を明示してそれが事由及び根拠に当たることを理由説明しろ。仮にそれができなければ本件開示請求文書は的確に特定されていないと断定される。</p> <p>（イ）個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料3）－第4－1－（1）において「開示決定通知書で提示した方法以外の方法を記載している場合には、申出人に連絡をとり、開示の実施の方法を確定する。」と定められており開示の実施方法文書D（資料4）及び特定番号E文書（資料5）はそれと矛盾しているのでこれ等は個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料3）を遵守しておらず明らかに失当である。</p>
---	--	--

		<p>(ウ) ここで問質し糾弾していることは個人情報保護法開示請求等の事務処理要領(資料3) - 第4 - 1 - (1)において「開示決定通知書で提示した方法以外の方法を記載している場合には、申出人に連絡をとり、開示の実施の方法を確定する。」と定められているにも関わらずなぜそれを無視して一方的に開示の実施方法文書D(資料4)及び特定番号E文書(資料5)を作成しているのかである。(中略)これについて何一つ答えておらず疑義から逃げているので行政手続法8条1項並びに公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反している。</p> <p>(エ) 開示の実施方法文書D(資料4)に係る原議書(決裁文書)、特定番号E文書(資料5)に係る原議書(決裁文書)及び特定番号C文書(資料2)に係る原議書(決裁文書)を本件開示請求文書として開示しろ。原議書(決裁文</p>
--	--	---

		書) であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。
④ 法定されている障害者支援である社会的障壁の除去に対して特定職員(中略)が障害者台帳(資料6)8頁において「世間一般論として、それは認められない」と判断している事由及び根拠を開示請求する。なぜ(中略)法定されている障害者支援である社会的障壁の除去を認めていないのか?さらに(中略)他の障害者に対しても社会的障壁の除去を行っていないが(資料15)これは明らかに違法であり障害者に対する虐待である。なお法定されている障害者支援は以下のとおりであるが(中略)書いている内容は「社会的障壁の除去」ではなく「社会的障壁への	不存在 補記1 特定番号F文書(資料1)-1(2)において「障害者台帳(資料6)及び特定番号A文書(資料7)が虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているので虚偽法人文書であることになる。これは本件補正依頼書-1(1)と一致している。 補記2 本件補正依頼書-1(1)において「障害者台帳(資料6)及び特定番号A文書(資料7)が虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は不存在」と書かれているので両罪に当たることになる。これ	(ア) 障害者台帳(資料6)に係る原議書(決裁文書)を本件開示請求文書として開示しろ。原議書(決裁文書)であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。 (イ) 仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが(資料18-8頁)(中略)今回もそれを無視している(中略)。

<p>盲従・隷従」であるのでそれが法定されている障害者支援に全く当たらないことは自明である。</p> <p>・ <u>発達障害者支援法</u> (定義)</p> <p>第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。</p> <p>3 <u>この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるよう</u></p>	<p>は特定番号F文書（資料1）－1（2）と一致している。</p>	
--	-----------------------------------	--

な社会における事物，制度，慣行，観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「発達支援」とは，発達障害者に対し，その心理機能の適正な発達を支援し，及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的，福祉的及び教育的援助をいう。

(基本理念)

第二条の二 発達障害者の支援は，全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され，地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として，行われなければならない。

2 発達障害者の支援は，社会的障壁の除去に資することを旨として，行われなければならない。

3 発達障害者の支援は，個々の発達障害者の性別，年齢，

<p>障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。</p> <p>・ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u></p> <p>（基本理念）</p> <p>第一条の二 <u>障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、</u>全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近</p>		
--	--	--

<p>な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに<u>障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。</u></p>		
<p>⑤ 特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料9）9頁に書かれているcase会議記録が実際に行われたやり取り（資料14）と全く一致していない事由及び根拠を開示請求する。</p>	<p>不存在 補記1 特定番号F文書（資料1）-1（2）において「障害者台帳（資料6）及び特定番号A文書（資料7）が虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているので虚偽法人文書であることになる。これは本</p>	<p>（ア）障害者台帳（資料6）に係る原議書（決裁文書）を本件開示請求文書として開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。</p>

	<p>件 補正依頼書－1 (1) と一致している。</p> <p>補記2 本件補正依頼書－1 (1)において「障害者台帳(資料6)及び特定番号A文書(資料7)が虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は不存在」と書かれているので両罪に当たることになる。これは特定番号F文書(資料1)－1(2)と一致している。</p>	<p>(イ) 仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが(資料18－8頁)(中略)今回もそれを無視している(中略)。</p>
<p>⑥ 特定職員(中略)が別表2のとおり主治医の意見書(資料8)を無視した嘘を障害者台帳(資料6)に書いている事由及び根拠を開示請求する。</p>	<p>特定番号A文書の案文(資料7)</p> <p>補記1 特定番号F文書(資料1)－1(2)において「障害者台帳(資料6)及び特定番号A文書(資料7)が虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているので虚偽法人文書であることになる。これは本件補正依頼書－1(1)と一致している。</p>	<p>(ア) 特定番号A文書(資料7)に書かれている内容のうち、どの部分が事由及び根拠に当たるのか? 公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づき該当する部分を明示してそれが事由及び根拠に当たることを理由説明しろ。仮にそれができなければ本件開示請求文書は的確に特定されていないと断定される(資料19)。</p> <p>(イ) 特定番号A文書(資料7)－4において「主治医の意見書</p>

	<p>補記2 本件補正依頼書－1 (1)において「障害者台帳(資料6)及び特定番号A文書(資料7)が虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は不存在」と書かれているので両罪に当たることになる。これは特定番号F文書(資料1)－1(2)と一致している。</p>	<p>(補註：資料8)で診断名等は確認し、これを踏まえて適正に評価(補註：障害者台帳(資料6)の一部)を実施しております。」と書かれているが主治医の意見書(資料8)を無視した嘘を障害者台帳(資料6)に書いている事由及び根拠はどこにも書かれていないので本件開示請求文書は的確に特定されていないと断定される(資料19)。</p> <p>(ウ)資料13－1において「職業評価の結果(補註：障害者台帳(資料6)の一部)が適切である事由及び根拠は不存在」と書かれているので特定番号A文書(資料7)－4に書かれている内容は嘘であると断定される。これは文書(資料1)－1(2)及び本件補正依頼書－1(1)と一致している。</p> <p>(エ)資料20において特定番号A文書(資料7)は「不存在」と書かれているので本件補正依頼書－1(3)と矛盾している。特定番号A文書(資料7)</p>
--	---	---

		<p>は存在しているの 「不存在」と書かれて いる資料20は明らか に虚偽法人文書であり (中略)。</p> <p>(オ) 特定職員 (中 略) が障害者台帳 (資 料6) を作成した年月 は特定年月Aであり特 定所長 (中略) が特定 番号A文書 (資料7) を作成した年月は特定 年月Bである。したが って前者が作成された 時点 (特定年月A) に おいて後者は存在して いないので後者が前者 の事由及び根拠になる ことは時系列として絶 対にあり得ない。要す るに (中略) 強弁して いる内容は論理的に破 綻しておりとにかく嘘 を吐いて逃げることし か考えていない (資料 19)。</p> <p>(カ) 特定番号A文書 (資料7) でなく障害 者台帳 (資料6) に係 る原議書 (決裁文書) を本件開示請求文書と して開示しろ。原議書 (決裁文書) であれば 誰が起案し誰が決裁し いかなる判断経緯であ るのかについて公文書 等の管理に関する法律</p>
--	--	--

		4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。
--	--	----------------------------

別表2

	主治医の意見書（資料8）	特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料6）における嘘（資料1）
診断名	特定障害A 特定障害B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定障害A ・ 特定障害Bを転記していない（3頁） ・ 特定障害Cの傾向がある（7頁）⇒嘘（資料9） ・ 特定障害Dの傾向がある（9頁）⇒嘘（資料9） <p>※特定障害Dと特定障害Cが併記されているが資料10によるとそのような症例はそれ以外に存在しないとされている。</p>
初診日	特定年月日C	特定年月D月⇒嘘
精神症状	中等症の特定E症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「困っていることは特にない」（3頁）⇒嘘 ・ 「こだわりと特定Eは表裏の関係」（8頁）⇒嘘（資料11）
必要な就労支援	構造化（資料12）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定記載A」（5頁）⇒不適切（資料13） ・ 「特定記載B」（9頁）⇒不適切（資料13）

		<p>・構造化を行っていないのはなぜか？⇒「開示請求者がそれ（構造化）を好きだから」（資料14）⇒不適切（資料13）</p> <p>・ 「 あつ、・・・・・・・・、発達障害は理解できるけどサンダルをやめるとか・・・」（資料14）⇒不適切（資料13）</p> <p>※特定職員（中略）は他の発達障害者に対しても構造化を行っておらず更に法定されている障害者支援である社会的障壁の除去も行っていない（資料15）。</p>
--	--	---